

## 防府市消防団地域防災備品管理要綱

平成26年8月12日制定

(趣旨)

第1条 コミュニティ助成事業により消防団活動のために購入したコミュニティ助成事業備品（以下、地域防災備品という。）の使用及び管理については、この要綱の定めによる。

(目的)

第2条 消防団活動を安全円滑に進め、安全安心な街づくりに寄与することを目的とする。

(使用者の範囲)

第3条 地域防災備品を使用できる者は、防府市消防団員とする。ただし、防府市消防団長が認めた者においてはこの限りではない。

(使用要件)

第4条 地域防災備品の使用要件は次のとおりとする。

- (1) 消防団活動及び地域防災に係る行事
- (2) その他防府市消防団長が必要と認めた場合

(管理)

第5条 地域防災備品は、防府市消防本部消防総務課において適切に管理し、管理台帳（別紙）を備えるものとする。

(貸出)

第6条 地域防災備品の貸出しはしないものとする。ただし、防府市消防団長が必要と認めるときはこの限りでない。

附 則

この要綱は、平成26年8月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

